

- |               |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工 事 番 号   | 8 水配替第 2 号                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (2) 工 事 名     | 水道老朽管耐震化工事（古世工区その 2）                                                                                                                                                                                                                                          |
| (3) 工 事 場 所   | 亀岡市古世町 2 丁目地内                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (4) 工 事 種 別   | 水道施設工事                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (5) 工 事 概 要   | 配水管布設      HPPE φ 50      L=133.4m<br>HPPE φ 75      L=214.5m<br>HPPE φ 100    L=567.2m<br>HPPE φ 150    L=45.7m<br>給水管布設      HIVP φ 13～φ 50 N=98 戸<br>仮設管              一式                                                                                   |
| (6) 工 期       | 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで                                                                                                                                                                                                                                     |
| (7) 部 分 払     | 無                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (8) 前 金 払     | 有（当該工事契約金額の 40%以内 保証事業会社の保証が必要）                                                                                                                                                                                                                               |
| (9) 中 間 前 金 払 | 請負金額 500 万円以上かつ工期 150 日以上（変更工期を含む。）で前<br>払金の支払を受けており、工期の 2 分の 1 が経過していること、工程表に<br>より工期の 2 分の 1 が経過するまでに実施すべきものとされている当該工<br>事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が<br>請負代金の 2 分の 1 以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定<br>された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の 20 %以内 保証<br>事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格   | 採用                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (11) 入札保証金    | 免除                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (12) 契約保証金    | 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同<br>時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当<br>者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業<br>に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業<br>会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共<br>工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行っ                     |

た場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

### (1) 共同企業体の要件

ア 令和 8 年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A 等級」に認定された者 2 者又は 3 者による共同企業体とする。ただし、1 者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2 者の場合 30 パーセント以上、3 者の場合 20 パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市及び京都府の指名停止を受けていないこと。

### (2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和 8 年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A 等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が 5,000 万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が発注した水道施設工事の共同企業体による競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1 者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

### (3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和 8 年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A 等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が発注した水道施設工事の共同企業体による競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、技術者配置予定書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

- (4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

**※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。**

### 4 入札手続等

| 手 続 等             | 期間・期日・期限 等            | 手続の方法等    |
|-------------------|-----------------------|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和8年7月1日（水）<br>午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間        | 令和8年7月1日（水）<br>午後3時から | 共通事項2のとおり |

|                 |                                                                                      |                                       |             |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和 8 年 7 月 14 日（火）<br>午前 9 時から<br>令和 8 年 7 月 15 日（水）<br>午後 4 時まで                     | 共通事項 3 のとおり                           |             |
| 入札参加確認通知の送付     | 令和 8 年 7 月 16 日（木）<br>午後 5 時までに電子入札システムにより通知                                         | 共通事項 3 のとおり                           |             |
| 質疑の受付           | 申請書等に関する質問<br>令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 5 時まで<br>設計図書に関する質問<br>令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 3 時まで | 共通事項 5-1 のとおり                         |             |
| 質疑の回答           | 申請書等に関する回答：随時<br>設計図書に関する回答<br>令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 5 時まで                            | 共通事項 5-1 のとおり                         |             |
| 入札期間            | 令和 8 年 7 月 24 日（金）<br>午前 9 時から<br>令和 8 年 7 月 27 日（月）<br>午後 3 時まで                     | 共通事項 6 のとおり                           |             |
| 予定価格の公表         | 令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 4 時以降                                                           | 入札情報公開システムによる                         |             |
| 予定価格に関する質問の受付   | 予定価格の公表をしたときから<br>令和 8 年 7 月 29 日（水）正午まで                                             | 共通事項 5-2 のとおり                         |             |
| 予定価格に関する質問への回答  | 令和 8 年 7 月 30 日（木）午後 5 時まで                                                           | 共通事項 5-2 のとおり                         |             |
|                 | 【予定価格に関する質問がないとき】                                                                    | 【予定価格に関する質問があるとき】                     |             |
| 開札日時            | 令和 8 年 7 月 30 日(木)<br>午前 11 時                                                        | 令和 8 年 7 月 31 日(金)<br>午前 11 時         | 電子入札システムによる |
| 再度入札を行う場合の入札期間  | 令和 8 年 7 月 31 日(金)<br>午前 9 時から午後 3 時まで                                               | 令和 8 年 8 月 3 日(月)<br>午前 9 時から午後 3 時まで | 共通事項 6 のとおり |
| 再度入札の開札日時       | 令和 8 年 7 月 31 日(金)<br>午後 3 時以降                                                       | 令和 8 年 8 月 3 日(月)<br>午後 3 時以降         | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な

審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札 2 日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の 1 日目に提出する」こととし「2 日目は（1 日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) 「週休 2 日制工事」の詳細については、特記仕様書等のとおりとする。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先） 亀岡市 総務部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）